

地域主権戦略会議提出資料
「地域主権戦略に対する提言」

平成22年3月3日

地域主権戦略会議構成員
埼玉県知事 上田清司

地域主権戦略に対する提言

平成22年3月3日
上田構成員提出資料

はじめに

内閣が「地域主権改革推進一括法案」や「国と地方の協議の場法案」などの今国会提出を目指していることは、地域主権改革にかける現政権の強い意気込みの表れと高く評価している。今国会でこれらの法案を是非、成立させていただきたい。

法案の成立は地域主権改革の出発点であり、内閣が今後、強力なリーダーシップをもって地域主権改革を目に見える形で推進していくことを強く期待する。

総論的事項

1 地域主権戦略大綱には原ロプランの全項目を盛り込むこと

今夏策定予定の地域主権戦略大綱（仮称）には、<規制>関連の項目だけでなく<予算>関連及び<法制>関連を含む全項目について、具体的な方針と工程を盛り込むべきである。

2 原ロプランのスピードアップ、成果の早期具体化

最終的な地域主権推進大綱（仮称）を平成23年度中にも前倒しして策定し、改革の成果を早期に国民に示すため、速やかに実行に移すべきである。

各論的事項

1 出先機関原則廃止

国と地方の新しい関係を構築して住民ガバナンスの効いた行政を進めるためには、国に集中する権限・予算を執行する出先機関を廃止し、地方に移すことが改革の試金石となる。

全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」がまとめる中間報告(本年3月を目途)を出発点にして議論を進め、今夏の地域主権戦略大綱(仮称)において具体的な方向性とその工程を盛り込んでいただきたい。

なお、工程表の項目名は「出先機関原則廃止」とすべきである。

2 第2次地域主権推進一括法案に盛り込む内容

第2次地域主権推進一括法案には、市町村への権限移譲に係る第1次勧告、義務付け・枠付けの見直しに係る第2次勧告と第3次勧告の全項目の実施を盛り込むべきである。

3 地方税財源の充実確保

平成22年度予算において地方交付税1.1兆円の増額が図られることは高く評価している。しかしながら、地域主権を支える地方財政基盤の強化を図るためには、地方交付税の法定率引上げをはじめとする地方税財源の充実確保が不可欠である。

税制改革に当たっては「地方環境税」の創設と地方消費税の充実を検討すべきである。その上で、地方が持続可能な行政サービスを提供していくため、将来的には国と地方の税源配分を見直し、現在の6:4から当面は5:5を実現すべきである。

4 一括交付金化(ひも付き補助金の廃止)

一括交付金化に当たっては、現行の補助金総額を確保するとともに、地方の意見を十分に踏まえ、真に自由度の高い制度とすべきである。

また、一括交付金は過渡的な措置とし、抜本的な税制改正による税源移譲を実現すべきである。

5 直轄事業負担金の廃止

直轄事業負担金制度は平成23年度には維持管理費負担金を全廃するとされているが、建設費負担金については明確になっていない。

今夏の地域主権戦略大綱(仮称)では民主党マニフェストに基づき、建設費負担金の廃止の時期についても明確にすべきである。

なお、流水占用料等の議論は、直轄事業負担金とは区別して行うべきである。

6 地方に大きな影響を与える政策

平成22年度予算をめぐる子ども手当の地方負担問題のように、地方行財政に影響を与える政策が、地方と協議を行うことなく一方的に決定されることは、地域主権の趣旨に反している。

地方に大きな影響を与える政策の制度設計については、国と地方の協議の場や地域主権戦略会議で議論を尽くすべきである。

特に子ども手当については、「全国一律で実施する現金給付は国、地域の実情に応じて実施すべきサービス給付は地方」との役割分担の下、現金給付については、全額国費負担とすべきである。